

仕様書

1. 目的

本事業は市内の居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所（以下「対象事業所」という。）の職員の事務負担の軽減を図るため、公益社団法人国民健康保険中央会が運営するケアプランデータ連携システム（以下「連携システム」という。）の導入を促進することにより、対象事業所における生産性向上の取組を推進する。また、本事業により対象事業所の5割以上の導入を目指す。

2. 事業概要

(1) 件名

西東京市ケアプランデータ連携システム活用促進支援業務委託

(2) 履行場所

市の指定する場所

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(4) 支払条件

完了後一括払い

(5) 発注部署

西東京市健康福祉部高齢者支援課

3. 業務委託内容

(1) 事業説明会開催

対象事業所向けに連携システムの導入効果や事業目的を周知する説明会を開催する。説明会では、普及促進事例の実績等を交え、分かりやすく実施すること。なお、開催回数は2回以上とする。なお、説明会の開催方法（対面、オンライン、対面とオンラインのハイブリッド開催等）は、発注者と協議の上、決定する。

(2) 連携システム導入のための伴走支援

対象事業所に直接介入し、連携システム導入から運用まで支援を行うこと。なお、伴走支援する事業所数は最大100事業所程度とする。支援の方法については対面及びオンラインにより行うものとし、事業所の希望に沿うこと。具体的支援内容としては、以下の内容を含むものとする。

【伴走支援の業務内容】

- ・各事業所のパソコン連携システム対応状況確認
- ・介護報酬請求用の電子証明書インストール
- ・連携システムのインストール
- ・介護ソフト設定確認
- ・連携システムのセットアップ
- ・事務フローの分析及び見直し提案
- ・現在使用している介護ソフトに応じた連携システムの操作説明
- ・連携システムの使用方法の個別レクチャー
- ・導入後フォロー

(3) 連携システムサポートデスクの設置・運用

対象事業所が連携システムを活用する際、相談支援や問合せ対応等の支援を行うためサポートデスクを設置すること。受付時間は、以下のとおりとする。

【受付時間】 平日午前9時から午後4時まで

(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日は含まないものとし、受付時間外は、留守番電話とし、後日、折り返し等の対応とする。)

(4) サポートサイトの設置・運用

対象事業所向けに動画等を活用したサポートサイトを立ち上げ、事業所を効率的に支援できるよう運用すること。

(5) 広報用チラシ作成、印刷、配布

受注者は、事業の周知を目的とした広報用チラシ等を500部作成し、対象事業所に配布するなど連携システム導入の働きかけをする。

(6) 導入効果を定量化する調査等の実施

本事業により連携システムを導入した事業所及び既に連携システムを導入していた事業所に対し、アンケート調査等を実施し、連携システム導入効果を検証すること。導入促進につながる効果測定を行い、他の対象事業所への横展開に有効な手法を提案すること。

4. 実施体制

受注者は、本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、業務を統括する責任者を配置し、業務実施体制を発注者へ通知すること。また、本業務遂行に必要な能力と経験を有する担当者を配置すること。

「3. 業務委託内容」(2)、(3)の実施にあたっては、介護支援専門員、介護福祉士等の介護サービスに係る資格を有する者を当該業務従事者の3割を超える割合で配置し、本事業に必要な知識・経験・資格を有する人材を十分に確保すること。

5. 成果物

受注者は、以下に挙げるものを履行期間内に納入すること。

(1) 納品物一覧

- ① 広報用チラシ（電子データ）
- ② 導入効果調査報告書（電子データ）
- ③ 業務報告書（電子データ）

※①から③の電子データについては、発注者にて修正・加工が可能な形式で納品すること。

(2) 納品場所

西東京市南町 5 - 6 - 13

田無第二庁舎 1階 高齢者支援課

6. その他

(1) 定例会の開催

発注者との情報共有の場として定例会を月 1 回以上開催すること。

(2) 業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を発注者と協議しながら進めるものとし、この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。

(3) 資料等の作成

成果物や本事業の過程で作成する書類について、受注者は、PowerPoint・Word・Excel 形式など、発注者において二次利用可能な形式にて作成するものとする。

その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとする。

(4) 経費

本事業の実施に当たり、各対象事業所が連携システムの導入において必要な機器等については、受注者は負担しないものとする。その他の業務実施に係る経費については、受注者の負担とする。

(5) 秘密の保持

受注者は、本業務遂行中に知り得た秘密事項については、いかなる理由があっても発注者の承認なしに他に漏らしてはならない。契約期間終了後も同様とする。

(6) 適正な労働環境の確保

受注者は、業務の履行にあたっては、労働基準法等の労働関係法令を遵守し、業務従事者の適正な労働環境の確保に努めるものとする。